

意見書

平成 24 年 2 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2 - 1 0 - 1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 1 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【議論の進め方について】

平成24年度のドライカップ、ラインシェアリング及び回線管理運営費等のメタル回線に係る接続料については、アクセス網におけるメタル回線から光ファイバへの移行の影響を受けて上昇傾向となっております。

この傾向は、現在も相当数存在する直収電話やDSL等のメタル回線を利用したサービスの利用者利便性を損なうことに加え、F T T Hにおける競争が進展しないまま移行が進むことでN T T東西殿の独占回帰に繋がりにくいこと、移行期の環境変化を踏まえた接続料算定方法の抜本的な見直しを実施することが急務と考えます。

従って、情報通信審議会答申（平成23年12月20日）にて示されている「未利用芯線コストの扱い」、「メタルの耐用年数」、「施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法」等の検証による算定方法の更なる適正化や本意見募集にて各社から挙げられた課題は接続委員会にて直ちに検討を開始し、平成24年度接続料の認可時に一定の結論を出して頂くことを要望いたします。

なお、検討に当たっては、N T T東西殿の開示情報を基に議論を重ねる必要がある課題については短期的に結論を出すことが難しいことも考えられるため、別途総務省殿主催によるN T T東西殿及び接続事業者参加型の議論の場を設定し、多角的な検討を行うべきと考えます。

【申請内容について】

1. 接続料

■ドライカップ、ラインシェアリングの接続料について

平成24年度のドライカップ及びラインシェアリングの接続料については、以下の通り、平成23年度の料金から上昇しておりますが、メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展を考慮すれば、平成24年度以降も上昇傾向となることは確実と思われれます。

【平成24年度及び現行のドライカップ、ラインシェアリング接続料】

		平成24年度	平成23年度	差額	増減率
NTT東	ドライカップ	1,298円	1,272円	26円	2.0%
	ラインシェアリング	88円	77円	11円	14.3%
NTT西	ドライカップ	1,354円	1,343円	11円	0.8%
	ラインシェアリング	89円	81円	8円	9.9%

(※)上記料金は回線管理運営費を含む

これは、現行の実際費用方式による算定方法では、N T T東西殿が設備の維持に要したコストを接続事業者から回収可能であるため、メタル回線の需要減に見合ったコスト効率化を行うインセンティブが十分に機能しないことが根本的な問題であると考えます。

本問題を解決するためには、昨年来、接続委員会及び電話網移行円滑化委員会等での議論を踏まえ、「未利用芯線コストの見直し」によるコスト範囲の適正化、及び「メタルの耐用年数見直し」、「メタル/光のコスト配賦の適正化」といった接続料算定

方法の見直し、更には「インセンティブ規制の導入」によりNTT東西殿のコスト効率化インセンティブを機能させることを検討する必要があると考えます。

なお、当社の考え方は以下4点となります。

<①未利用芯線コストの扱いの見直し>

現状、メタル回線においては、需要の減少傾向に伴って芯線利用率が低下の一途を辿り（平成22年度末の芯線利用率 NTT東殿：34.6%、NTT西殿：37.1%）、解消の見込みは無い状況となっており、その結果、増大する未利用芯線分コストを接続事業者及びそのサービス利用者が負担する構造となっております。

この芯線利用率の悪化については、ユニバーサルサービス維持が要因の1つと考えられますが、全国あまねく提供することを確保しているユニバーサルサービス（加入電話）と、余剰設備がある場合に限って提供されるドライカップ等の接続事業者サービスでは、根本的にサービス提供の前提が異なるため、必ずしも全ての未利用芯線コストをドライカップ等の算定コストの対象とすることは適切ではないと考えます。

従って、接続事業者の利用見込みの無い未利用芯線分コストについては、例えば以下のような方法でドライカップ等の原価から除外すべきと考えます。

- ▶ ドライカップにて利用するメタル芯線の予備率を設定（需要や故障率を考慮の上決定）し、未利用芯線分のうち当該予備芯線分にかかるコストのみ負担
- ▶ 接続事業者のコロケーションが無い収容局における未利用設備（メタル回線、MDF）のコストをドライカップ及びラインシェアリングの算定対象コストから除外

<②メタルの耐用年数見直し>

現行のメタルケーブルの法定耐用年数13年については、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要請事項、及び平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項にて、メタル回線の経過年数別構成、残価率等の報告がNTT東西殿に求められていることから、透明性を確保したうえで検証を行い、土木設備と同様に利用実態に即した耐用年数の見直しを早期に行うべきと考えます。

なお、NTT東西殿は、投資抑制に伴いメタルの老朽化が加速し、法定耐用年数+数年経過したメタルの故障件数確率の大幅な上昇により、増大な施設保全コストが必要との考え方を示しております（※1）。

その一方で、耐用年数を見直さない理由として、老朽化に伴い一定程度の撤去・更改により、使用年数が単純に延びていくわけではないとの考えも示しております。

しかしながら、メタル投資額は平成21年度に500億円、平成22年度に400億円と縮小傾向であり、今後も引き続き経営効率化の取組み強化及びIP網への移行促進することを鑑みれば、メタルの使用年数は必然的に延びていくものと思われ（※2）。

また、耐用年数の見直しに時間を要したり、もしくは見直しを行わない場合には、耐用年数と乖離した施設保全コストを接続事業者が負担することとなるため、現行の法定耐用年数13年を超えたメタルにかかる施設保全コストは原価から控除するなどの措

置を講じる必要があると考えます。

(※1)東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成19年度における基礎的電気通信業務の提供に係る経営効率化等の報告について

(※2)東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成22年度における基礎的電気通信業務の提供に係る経営効率化等の報告について

<③メタル/光のコスト配賦の適正化>

施設保全費におけるメタル/光の配賦方法については、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申におけるNTT東西殿に対する要請事項、及び平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項にて、費用配賦に用いた比率を算定するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法や、項目毎の費用及び費用配賦に用いたドライバ等の報告が求められていることから、これら情報の透明性を確保した上で、メタルの経済的効用の低下も勘案して、光への配賦の比重が過少となっていないか検証することが必要と考えます。

<④インセンティブ規制の導入>

ドライカップやラインシェアリング等の需要減傾向にある接続料にインセンティブ規制としてプライスカップを設定することにより、NTT東西殿のコスト効率化インセンティブを機能させる実効的な接続料ルールを構築する必要があると考えます。

諸外国においては、米国や英国等で固定電話網に係る接続料規制についてプライスカップが採用されており、特に英国では、設定値においてはトラヒック予測による調整、資本・営業コストによる調整、耐用年数の延長に係る調整等が加味されております(※3)。

これらの事例も参考の上、ドライカップやラインシェアリング等の需要減傾向にある接続料については、例えば、当該サービスの需要や接続事業者サービスにおけるユーザ料金の水準等を考慮してプライスカップを設定すべきと考えます。

なお、メタル回線に係るコストの上昇抑制がFTTH及びIP網への移行を妨げるとのご意見もありますが、「NTT東西殿が2020年代初頭にも一定程度のメタル回線が残ることを示している点(※4)」、及び「アクセス網の今後の展望については未だ十分な情報が提示されていない点」、更には「FTTH市場における競争環境が未だ十分に整備されていない点」等を鑑みれば、引き続きメタル回線を利用する接続事業者及び利用者に過度の負担を与えないよう政策的配慮を行うことは必然と考えます。

(※3)「長期増分費用モデル研究会」報告書(案) Japanese LRIC Model Ver.2.5

(※4)ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(案)に対するNTT東西殿意見書

■回線管理運営費について

平成24年度の回線管理運営費は、昨年度よりも大幅に上昇しております。主な要因としてアクセス網の移行に伴うメタル回線の需要減にNTT東西殿のコスト効率化が対応出来ていない点、及び平成22年にNTT東西殿で行われた各種オペレーションシステムの更改における開発費用が回線管理運営費の原価に算入された点が挙げられます。

【平成24年度及び現行の回線管理運営費】

		平成24年度	平成23年度	差額	増減率
NTT東	ラインシェアリング	50円	42円	8円	19.0%
	ラインシェアリング以外(※)	51円	42円	9円	21.4%
NTT西	ラインシェアリング	55円	46円	9円	19.6%
	ラインシェアリング以外(※)	60円	60円	0円	0.0%

(※)ドライカップ・光ファイバ・PHS基地局回線の料金

メタル回線における需要が減少する状況において、接続事業者は、自社設備の集約化やサービスの維持・管理における稼動見直しといった施策を継続的に進めることでコスト削減、利用者料金の維持を図っているところです。しかしながら、ドライカップ、回線管理運営費等の接続料、コロケーション費用については、NTT東西殿の取組に頼らざるを得ない構造的な問題があることから、以下2点について対処頂くことを要望いたします。

<①需要減に見合ったコスト効率化の実施>

回線管理運営費の継続的な上昇傾向は、特に、MDF部分のみのコスト負担により低廉な接続料となっているラインシェアリングにおいて、DSL事業者の今後の事業継続に係る重大な影響を与えることが懸念されます。従って、回線管理運営費は、NTT東西殿が申込受付稼動等について需要減に応じたコスト削減を行うことで、低廉化、最適化を図る必要があると考えます。

具体的には、接続事業者からのSO（サービスオーダー）の処理に係る稼動について、NTT東西殿がラインシェアリング等の需要減にあるサービスに対してその傾向に応じた目標値を設定してこまめに（例えば、四半期毎）見直しを行い、それに対応して四半期単位で回線管理運営費を設定するなど、随時、需要減に見合ったコスト効率化を回線管理運営費に反映可能とする必要があると考えます。

<②市場情勢に即したシステム更改の実施>

現状、ドライカップやDSL等のメタル回線に係るサービスが需要減傾向にあるにも係らず、NTT東西殿はこれらサービスにて利用するオペレーションシステムの更改を平成22年度以降実施しておりますが、開発費用が都度接続料原価へ算入されることにより回線管理運営費が上昇すれば、接続事業者を経営上の負担を与えひいては利用者利便性の低下を招く虞があります。

従って、NTT東西殿において各種システムの更改や機能追加を実施する際には、メタル回線を利用したサービスの需要減傾向を考慮して、以下のような方法で、接続事業者及び利用者における負担を最小限に抑えるべきと考えます。

- ▶ システムの更改や機能追加の範囲は、コスト効率化が実現可能な機能や著しい業務負荷を回避するために必要不可欠な機能の追加といった必要最低限のものに限定
- ▶ コスト効率化を目的とした更改や機能追加は、定量的な費用対効果の予測値を明示
- ▶ 更改コストの接続料原価への算入期間を可能な限り複数年度として上昇を抑制

なお、「DSL開通申込受付システム」、「光ファイバ開通申込受付システム」は、現在、「FAX・メール業務のシステム化」や「処理能力向上を目的としたハードウェア等の増設」、「光ファイバの申込において区間単位でのオーダー修正」を目的とした機能追加を平成24年3月下旬～6月下旬に行う予定であり、開発概算額（NTT東殿：約●円、NTT西殿：約●円）（注1）は回線管理運営費へ算入される考えがNTT東西殿より示されております。

しかしながら、対象システムはどちらも平成22年に更改が実施されたばかりにも係らず改めて機能追加が行われる点、加えて、NTT西殿においては平成23年6月に各種帳票を送受信する際のセキュリティ強化の観点からFAX業務のメール化を開始したにも係らず、今回同様の目的で機能追加が行われる点等からは、その必要性には疑問を抱かざるを得ません。

本機能追加は回線管理運営費の更なる上昇が見込まれることから実施の必要性については慎重に検証する必要があると、NTT東西殿は、本機能追加におけるコスト効率化の定量的な費用対効果の予測を実施し、その結果を接続事業者に示して頂く必要があると考えます。

なお、その結果として費用対効果が見込めない場合には、本機能追加の実施は見送るべきと考えます。

（注1）開発概算額については委員限り。

2. 工事費・手続費及びコロケーション料金等

■工事費・手続費算定の作業単金について

本申請においても、工数については平成18年度から改善が見られず、工事や手続きにおけるNTT東西殿の業務効率化については引き続きコスト削減が図られていないものと考えます。従って、コスト効率化の一環として、作業における業務習熟度等を考慮して工数の短縮化を行って頂く必要があると考えます。

なお、NTT西殿の工数の値はNTT東殿と比較して工数の時間が長い傾向となっておりますが、平成23年1月に「コロケーション業務支援システム」の更改が実施され、NTT東西間の機能差分が解消されたことを鑑みれば、今後NTT西殿においては各種手続きにてNTT東殿と同水準の業務効率化が可能になると考えます。

従って、NTT西殿においては上記の点を反映して、平成25年度接続料以降の工数を短縮化して頂く必要があると考えます。

【工数の推移】

(単位:時間)

		NTT東		NTT西	
		H17年度	H18年度～24年度	H17年度	H18年度～24年度
POI調査費用	ラック増設	1.503	1.418	1.640	1.578
	ダークファイバ	0.125	0.135	0.150	0.153
線路設備調査費		0.358	0.345	0.410	0.317
設計費用	ラック設置の場合	8.092	7.788	8.215	8.003
	電力クロック等の設備2種類以上	5.572	5.500	5.587	5.560
	電力クロック等の設備1種類	4.027	3.688	3.208	3.335
施行結果確認費用	ラック設置の場合	1.450	1.430	1.495	1.403
	電力クロック等の設備2種類以上	1.373	1.315	1.432	1.357
	電力クロック等の設備1種類	1.125	1.095	1.178	1.070
立会費用	機器搬入	1.855	1.763	1.693	1.592

■電気料について

コロケーション費用の電気料は、前年比NTT東殿：約●%、NTT西殿：●%と大幅に上昇しております（当社比較）（注2）。上昇の要因は、調整額算入によるものと思われませんが詳細な情報は不明瞭であり、今後も電気料の動向は見通しが立たないため、予見性及び透明性を確保する観点からも、算定根拠の開示及びNTT東西殿主催の接続料改定の説明会において詳細な説明を実施すべきと考えます。

また、社会的にも電気料の値上がりや節電対策等の電力問題について重要性が問われている現状においては、需要減少に伴う設備効率化を促進することは急務であると考えます。

NTT東西殿においては、平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項により、電気料の扱いの柔軟化の具体的な考え方を検討して頂いているところですが、早急に運用の見直しを実施すべきと考えます。

(注2)電気料の上昇率については委員限り。

3. 災害特別損失の扱いについて

NTT東西殿においては、災害特別損失のうち第一種指定設備の維持・管理に係る営業費用に相当するものを平成24年度接続料原価に算入しておりますが、本来、電気通信事業会計規則及び接続料規則にて、特別損失の接続料原価への算入について規定されておられません。そのような中、特別損失を例外的に接続料原価へ算入すれば、接続事業者及び利用者にとって予見不可能な料金水準の変動を及ぼすことになるため、その影響の重大性を鑑みて原則認めるべきではないと考えます。

ただし、今回のように災害等のやむを得ぬ理由により特別損失を原価へ算入する必要が

ある場合は、「NTT東西殿による情報開示」や「実態を踏まえたコストの峻別」を必須事項とすることで、第一種指定設備に関係の無いコストの原価算入を認めないことの徹底が必要と考えます。

以上